

埼玉東部法律事務所

CONTENTS

- 弁護士近況
特集1 憲法講演の難しさ
—2019年11月28日事務所学習会を終えて
特集2 遺言作成入門
特集3 司法アクセス・グローバル・プロジェクト
(Global Access to Justice Project)の始動

2020.1 vol.43



北アルプス立山より
Photo : Shinichi Kawasaki

昨年は、平成から令和に改元し、ラグビーワールドカップ開催、消費税増税など、めまぐるしい変化があった年でした。今年も、東京オリンピックを控えており、慌ただしい1年となりそうです。

法曹界にも、債権法改正、相続法改正、執行法改正、裁判手続のIT化など、大変革の波が押し寄せています。

具体的には、今年から、民事裁判において、ウェブ会議等を活用した争点整理手続が開始される予定です。

また、将来的には、AIに過去の裁判例や施行されている法律をビッグデータとして読み込ませることで、弁護士の仕事を代替させができる可能性がございます。

当事務所は、これまで、地域の皆様に支えられながら、地域密着型の法律事務所として、長きにわたり、地域の皆様と共に歩んで参りました。

今後も、これまでと変わらない姿勢を保ち続けながら、新しい波にも柔軟に対応すべく、所員一同、臨機応変に、様々な問題に対して、努力を惜しまず、真摯に、取り組んでいきたいと考えておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

運営委員長 弁護士 小木 出

弁護士 佐々木新一
弁護士 山越 悟
弁護士 池永 知樹
弁護士 川崎 慎一
弁護士 田中 浩介
弁護士 斎藤 耕平
弁護士 小木 出
弁護士 北川 浩司
弁護士 野口 千晶
弁護士 根本 明子
弁護士 井上あすか
弁護士 石川 智也
事務局一同

元気になっています



弁護士 佐々木 新一
Sasaki Shinichi

読みたい本が絶版となっていて探したところ市立図書館にあることが判り、それをきっかけに事務所のすぐそばの図書館分館（駅前にあります）に行き始めました。「ただで本が読めるぞ」と喜んでいた矢先に、年末に入り緊急入院して皆様にご心配とご迷惑をおかけしました。予想すべきでしたが安易に構えてきたツケがまわったと言うことになります。ICUで数日を過ごしましたが、まず欲しかったのは時計でした。何ができるわけでもないのにとにかく時間は知りたいと思うのは、情けない限りです。漠然と「終活」についても思うことになりました。

やりたいことをしぶり、丁寧にしっかりと取り組む一年にしたいと思います。

激痛の体験



弁護士 山越 悟
Yamakoshi Satoru

昨年4月、証人30人近くという刑事案件の弁論を作成していたところ、椎間板ヘルニアに罹患し、激痛のため2日間眠れない夜を過ごしました。ブロック注射によって普通にベッドに横たわることが幸福で、実際医師が神様のように思えました。専門技術は偉大です。我が身を振り返れば私もプロであり、改めて責任を感じます。今思うのは、考える時間を十分とて丁寧な仕事をすべきだということです。そして、それが出来れば幸せだとも思います。

ところで、9条改正問題が山場を迎えていました。賛否はほぼ拮抗しており、男性には改憲派が多く、どの世代でも「どちらとも言えない」という回答が多いようです。国民も悩み考えていると受け止めます。私自身、この問題はずつと考えて来ました。一言では表せませんが、可能な限り武力には謙抑的であるべきで、その象徴としての憲法9条を変えたくない思いは強いです。

本年もよろしくお願いします—リスク社会の中で



弁護士 池永 知樹
Ikemaga Tomoki

自然災害が毎年繰り返し発生するようになりました。起こらないことを祈念しつつ、今年も何かしらの…という思いに至ります。被災者の皆さんに心よりお悔やみ申し上げます。

日本は今後、人口構造の大変動にも直面します。人類がこれまでに体験したことのない高齢化、少子化に取り組んでいかねばなりません。人口変動は、産業構造や社会福祉にも不可避的に大きな影響を及ぼしていきます。

近隣国との関係も、厳しい軋轢が報道されますが、上手く折り合い付けてやっていかなければなりません。

問題は山積みであり、しかもこれが正解というものがいる時代です。性急に正解を求めれば、副作用が伴う時代です。

不安定を受け止め、是々非々でやっていくリスク社会の時代において、弁護士として的確にリスク分析し、回避できるリスクは確実に回避し、引き受けねばならない場合にはこれを緩和し、依頼者の皆さんに安心の生活を提供できるよう、今年も尽力していく所存です。

クレジット過剰予審規制の緩和に反対します



弁護士 川崎 慎一
Kawasaki Shinichi

割賦販売法は、過剰与信を規制するため、クレジットカード会社に、信用情報機関への情報の照会、残高情報・事故情報の登録などを義務づけている。この点について、経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会は、2019年5月29日付中間整理において、10万円程度の少額のサービスについては、信用情報の照会、登録義務を課さないなどという与信審査を緩和する方向性を示した。

しかし、収入の多くない若年者が、比較的小額の借入で、返済困難となることはめずらしくありません。また、2022年4月には、成年年齢が18歳に引き下げられ、18歳になれば、親の同意なく、クレジット契約を締結できるようになります。

少額だからといって、安易に与信をすることを認めるべきではないと考えています。

移動（時間）がなかつたら



弁護士 田中 浩介
Tanaka Kosuke

裁判所の往復に1時間2時間かかり、裁判の期日は5分10分で終わるということは確かにあり、情報（伝達）技術が発展している今、電話やパソコンを使って、弁護士は事務所にいながらにして裁判の期日を開けるようにもっとした方がよいという考え方には一理二理あります。

しかし、裁判所に行き来すということは、（交通手段にもよりますが）相当に歩くことでもあり、（眠くないことが前提ですが）電車移動中は貴重な読書の時間もあります。そのような時間を、なかなか意識的（ジム通い？図書館通い？）には作れないという実情があります（時間がかかるなら綾瀬川沿いでも歩きたいんです。）。裁判手続の合理化、迅速化は必要ですが、そのような意味で貴重な時間や機会がなくなるのは困るなとも思います。

もちろん、歩くことは健康のために（も）、読書は裁判実務、法律解釈（学説）などをより深く理解するために（も）大事なことであり、弁護士としての活動に資するはずという思いがあります。いろいろがんばらないといけないと思っています。今年もどうぞよろしくお願ひいたします。

糖質の話



弁護士 斎藤 耕平
Saito Kohhei

またその話か、と怒られるのを承知で書いていますが、糖質オフ生活開始を宣言してから1年が経ちました。一時期、いわゆるエクストリーム制限（一日の糖質摂取量20g以下）をしていましたが、気合の入りすぎた制限はあまり体に良くないと言われているので、いまは多少の糖質を楽しみながら、意識的に摂りすぎないようにしています。

ほとんどリバウンドすることなく7キロくらいの減量を維持できていますが、この間、食べ物に対する考え方を変えました。フライドポテトが大好きでしたが、今は、でんぶんを油で揚げてケチャップで食らう悪魔の食べ物だと思っています。5、6本食べたらそれだけでその日摂るべき糖質の大部分を充たしてしまうので、健康に気を遣う方にはお勧めできません。炭酸飲料も控えるようになりました。肉魚野菜パンザイ。コーヒーにミルクは入れない。イタリアンの店には近づかない（パスタとピザがダメ）。

ここまでくると趣味かもしれません。

ラグビー文化



弁護士 小木 出

Ogi Izuru

ラグビーW杯では、日本がスコットランドに勝利し、決勝トーナメントに進出するという奇跡が起こりました。高校時代、楕円球を追いかけていた者としては、感慨深いものがあります。

高校1年のとき、スコットランドの選手達を招き、一緒に練習したことがあります。その日は、土砂降りの雨で、土のグラウンドは、田んぼのようにぬかるんだ状態。「今日はラグビー日和だ」とのキャプテンの言葉とともに、元気よく飛び出していった我々とは対照的に、グラウンドを見たスコットランドの選手達は、一様に泣い表情に。スコットランドでは、ラグビーは天然芝のグラウンドでやるのが当たり前のことで。

ラグビーが文化として浸透するということの意味を思い知られたことを憶えています。

最後に、母校が6年ぶりに、全国大会出場を決めました（2019年11月現在）。土のグラウンドで培った力を花園の芝のグラウンドで「謙虚に、ひたむきに」発揮してほしいと思います。

桜花繚乱



弁護士 北川 浩司

Kitagawa Kouji

本稿執筆時某国の政界では季節外れの桜の話題で持ちきりです。全く関係ないのですが、写真は昨年私が個人的に桜を見る会を催した際のものです。

この会には公費が全く投入されないせいか、それとも私の人望がないせいか、参加者も予算も年々減って一緒に写真に写ってくれる人もいません。反社会勢力は紛れ込んでいたとすれば私が最も反社会的な参加者だったと思います。いつも裁判所や検察庁に楯突いていますから。

参加者名簿はもともと作っていません。が、もしかしたら当事務所のとても優秀な事務員が年末の大掃除に低速シュレッダーで1枚1枚丁寧に裁断したせいで残っていないのかも知れません。事務所だよりにこの記事が掲載されたことは全く関係ありません。

桜を見た後、大衆居酒屋で夕食会をしました。会費は1人1,000円でした。私自身は一切飲食しておりません。領収証もありません。なお会費が安すぎるのではないかといふご批判があるようですが、お店側は、宿泊しているのかとか総合的に勘案してお決めになっているのだろうと思います。私の事務所は全く関与していません。

説明責任は丁寧に果たしますが、質問は2回までです。あと東京新聞の質問は鋭いので答えません。優秀な当事務所の事務員が忖度して後はうまくやってくれるでしょう。こんな記事を書いたことも、国民のみなさんは来年にはすっかり忘れて下さっていますよね。ま、来年は中止にします、私の判断です。

電気に頼る生活



弁護士 野口 千晶

Noguchi Chiaki

昨年は、多くの災害がありました。

私の住んでいる地域でも、台風の被害がありました。数日間の停電を経験しましたが、台風一過のため、暑い中の停電に辟易しました。

まず、冷蔵庫が機能しなくなりました。電気釜も動きませんのでお米が炊けません。テレビもインターネットも使えないでの、情報が遮断されました。携帯電話も、基地局がやられたようで全く使えないものとなりました。ガスは生きていたのですが、ガスを使うために使用している電気の供給がないと、お風呂すら沸かせないことも分かりました。

こんなに電気に頼る生活をしていた自分にもびっくりしましたが、普通の生活が送れる現在の状況を感謝できるようになりました。

まだまだ、様々に不自由な生活を余儀なくされておられる方も多いことだと思います。少しでも早く、今までの生活に戻れることを心より祈念しております。

ラジオ英会話始めました



弁護士 根本 明子

Nemoto Akiko

2018年秋に次男が生まれ、お休みをいただいておりましたが、19年春に復職しました。

復職したと言っても、次男の体調不良で仕事を休まざるを得ない日も多く、ご迷惑をおかけした関係者の皆様には申し訳なく思います。

仕事と家事と育児で、日々が慌ただしく過ぎていく中、突如、「何かを学んでみたい！」という気持ちが湧き、4月半ばから、NHKラジオ第2「ラジオ英会話」を学び始めました。1回15分という時間の短さと、前週の1週間分をインターネットで聞けるという手軽さから、なんとか今のところ続けることができています。

では、実際に英語を使う機会はあるのか？と聞かれれば、まずありません。外国のお客様がいらっしゃっても、大抵、お客様の日本語の方が上手です。私は、別際、Thank you for coming!と言ってみる程度です。

これでは学ぶ意味がない？と思ふこともありますが、何かを学ぶこと自体が人間の喜びと信じ、今日もテキストを片手に、練習を続けます。

ストリートピアノ



弁護士 井上あすか

Inoue Asuka

昨年8月、両国駅の江戸NORENにある土俵の手前に、おしゃれなペイントが施されたアップライトピアノが設置され、通りかかった人ならだれでも自由に弾くことができるものでした。ストリートピアノと言えば都庁のおもいでピアノが有名ですが、全国各地でも駅の構内などでの設置が増えているよう、「ストピ」巡りをしている人もいるようです。

私は、まさに「ストピ」巡りをしている兄と一緒に訪れ、敬愛する久石譲の楽曲を演奏する兄を動画撮影していましたが、性別年齢職業を問わず自由に演奏する人たちのピアノの音色に包まれ、穏やかに時間は過ぎ、良い息抜きとなりました。

昨年は「表現の不自由展」が話題となるなど、表現の自由について再考する機会が多かったように思います。ストリートピアノのように、公の場で「自分」を表現できる素敵なかたちが、これからも穏やかに続いていることを願います。

法律用語の言い換え



弁護士 石川 智也

Ishikawa Tomoya

依頼者の方との間の認識にズレが生じないように、法律相談や打合せの際に多少正確さを欠くとしても、法律用語をわかりやすく言い換えることを意識しています。「控訴審」は「2回戦」、「免責」は「借金がチャラになる」、「破産管財人」は「裁判所が選ぶ、監督役の他の弁護士」などなど…。このような言い換えが意外と難しく、くどくなりがちなこともあります。もっとわかりやすく、かつ、簡潔な言い換えはないかと常に模索しています。「期日」という一見わかるような言葉も、少なくとも弁護士になる前の私にはなじみの薄い言葉だったので、「裁判がある日」などと言い換えています。ちなみに「善意」「悪意」という日常的に使われる意味とは全く異なる意味の法律用語もあります。

今後も、弁護士を続けていく中で専門用語に染まりすぎないように注意し、わかりやすい説明を心がけていきたいです。

**特集
1**

憲法講演の難しさ -2019年11月28日事務所学習会を終えて-

事務所勉強会で憲法問題の講師に指名され、折角の機会なのでこの間胸におちないままだった、例えば、「経済データはともかく、実際には国民多数は生活にさほど困ったとは思っておらず、私たちの危機感はずれているのではないか」とか「青年層の保守化といわれることはそれなりの根拠があるのではないか」というような問題意識に、少しでも迫る準備をしてみたいと思いました。講師は結構ハードルが高いのです。

実際に私のような年になると、日常の話し相手と言えば、仲間に限られ、得る情報も活字情報に限定されます。憲法について1時間話すことはできても、もともと学問的裏付けはありませんから、決まったフレーズと論理をはみ出すことのない話に止まります。笑いをとりながら話を進めていくという才能はなく、骨格を外さず分かり易く話ことも出来ず、内心自分を責めながら話をしています。「聞くまでもない。新しい情報に触れた講演メモを貰えれば十分」と言われかねないものとなります。私自身、同業者のお話に不遜ですがそのような感想をもってきました。活字情報を超えた新鮮な情報が提供できるのであればまだしも

ですが(これも政局裏話に墮す危険がありますが)、そういう現場にはいません。そういう状況ですから、少しでも意味のある情報提供をしてみたいと思った次第です。

新聞は当然としてテレビ離れも進み、人々はもっぱらネットに依拠して情報を入れ、そこではネットによる世論の分断や青年の保守化などが指摘されています。私自身はSNSを使えませんが、SNS世界を理解したいと思い、まずそれらにかかる参考図書を数冊購入し(結局活字情報に依存しているのですが準備にかかりました)。世論調査を分析する場合、研究者がしっかりしていればしているだけ、その前段の調査手法と結論に導く論理構成の説明が詳細となり、数行でまとめる結論部のために数頁を費やすと言う形式の論述になります。まず難しい。ごちゃごちゃしているうちに、ご挨拶に触れた事態となり、事務所の憲法講演会は同僚弁護士の複数分担で対応することになりました。如何でしたでしょうか。参加者からは新鮮で面白かったというご感想をいただきました。御礼を申し上げます。

弁護士 佐々木 新一

**特集
2**

遺言作成入門

昨年の2月26日に、「遺言作成入門」と題して、当事務所の法律講座を開催しました。事前申込制をとり、当日は、約20名の方にご参加いただきました。

相続法の改正により、遺言に関する条文も法改正がなされており、改正法に対応する形で講義を行いました。

講義においては、まず、何故、遺言を作成するのか(遺言を作成する意義)について触れた上で、準備編と実践編に分けて話しをすすめていきました。準備編においては、自分が亡くなった場合、①相続人は、誰なのか?②遺産は、何があるか?について、配布した相続人シートを用いて、実際に、参加者の方々に検討してもらいました。これらの作業を通じて、遺言を作成しない場合、誰に、どれくらいの遺産分けがなされるかを把握することができます。このように遺言がない場合にどうなるかを検討することで、自分自身、遺言を作成する必要性があるかどうかを理解することができます。

そのうえで、実践編として、主に、自筆証書遺言と公正証書遺言の具体的な作成方法を説明させていただきました。自筆証書遺言については、改正法により、財産目録のパソコンでの作成が可能になったことや、遺言の法務局での保管制度が新設されることになること等について説明しました。公正証書遺言については、作成にかかる費用や、作成に必要な資料の収集などについて説明しました。

最後に、遺言を作成するということは、遺言を作成する本人のためのものであるだけでなく、遺産を受け取る相続人間での紛争を未然に防ぐという意味で、残された相続人のために作成する必要があるということをお伝えさせていただきました。

出席された方々には、熱心に講義を聴いていただき、また、活発に質問もなされ、遺言作成への関心の高さを実感するに至りました。

2月26日の法律講座に出席できなかった方を対象として、3月26日にも25名の方々に対して、同様の講義を行いました。

各回とも、講義後に、希望者の方々(1回目は15名、2回目は10名)には、無料法律相談も行いました。

今後も、遺言については、市民の皆様の関心が高まる分野だと思います。遺言作成に関する講義をご希望される方がいらっしゃいましたら、是非、当事務所までお問い合わせくださいますようお願い致します。必要に応じて出張講義などにも対応させていただきたいと思います。

弁護士 小木 出

**特集
3**

司法アクセス・グローバル・プロジェクト (Global Access to Justice Project) の始動

この約10年、司法アクセスに関わるいくつかの海外横断的な取組に関わってきましたが、今般、その一つの集大成ともいえる大規模プロジェクトの日本担当者およびアジア地域のコーディネーターとして関わる機会を得ました。

人々の司法へのアクセス障壁をもたらしている様々なバリア(裁判の費用を払えないバリア、過疎ゆえに司法インフラにアクセスできない距離のバリア、情報のバリア、司法への近寄りがたさ(心理的バリア)、言語のバリア、認知機能の衰えによるバリアなど)の把握と解決への取組および諸課題を世界各国が分析し、これを地球の9つの地域単位(北アメリカ・中央南アメリカ・北欧・西中央ヨーロッパ・東ヨーロッパおよび中央アジア・中東および北アフリカ・アフリカ・アジア太平洋・オセアニア)で集約し、次にこれをグローバルレベルで集約し、世界動向を比較分析していくプロジェクトです。詳しくはウェブサイト(<http://globalaccesstojustice.com/>)をご参照ください。現在、6言語に翻訳されており、日本語版(<http://globalaccesstojustice.com/?lang=ja>)もあります。

先進国、発展途上国問わず、あらゆる国と地域に人々の紛争があり、その解決のために各国が試行錯誤してきました。たとえばアジアにブータンがあり、世界一幸福な国と言われていますが、ブータンにも近年ロースクールが創設され、人々の紛争を解決する法律家の養成に取り組んでいます。また、中国と香港には、現在、深刻な対立が起きています。中国と香港の法制度はまったく異なるものです。しかしこれを一国二制度として進めています。スムーズにいくように思えず、しかし上手くいかないと断定するわけにもいきません。どこかで上手くやりくりしながら、平和の営みを構築していかねばなりません。アジア地域のコーディネーターとして、現在、ブータン、インド、中国、香港、韓国…をはじめとして、アジア各国と連絡をとりながらプロジェクトを進めています。香港の担当者とのやり取りの際には、緊迫感が漂う一方で、楽観的にやっていくしかないという彼らの達観した言葉が伝えられてきます。また、日本と韓国の関係悪化も指摘されていますが、韓国担当者とやり取りする限り、まったくフレンドリーです。政治とは別に重層的な営みがあり、様々なパイプを通じたマルチの交流が平和の営みに結びついています。

現在約100か国がこのプロジェクトに参加しています。中東地域からの参加が少なく、参加を呼びかけています。北朝鮮にも参加を呼びかけているところです。世界をみれば、たとえば現代においても宗教法に基づく裁判もあります。しかしこれに疑問符を付すのではなく、まずこれを紹介し、そこにも一つの合理性があることを知ること、他国の制度と衝突があってもどこかで上手くやりくりしながら折り合いを付けていくこと、このような精神が本プロジェクトに込められています。2年後に一定の成果を出すべく取り組んでいます。可能な限りの貢献をしたいと考えております。

弁護士 池永 知樹